

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から4年3月まで

私は、社会保険事務所（当時）に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、納付事実が確認できないとの回答を受けた。

私は、当時、大学生であり、国民年金の強制加入対象者となったことを知らなかったことから、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は少し遅れて母がしてくれた。国民年金の加入当初の申立期間について、国民年金保険料は未納となっており、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間であるとともに、申立人及びその母は、申立期間を除く申立人の国民年金保険料を前納又は追納により完納しており、国民年金保険料の納付意識は高かったことが推測される。

また、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を見ると、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の払出時期等から、平成4年2月から同年3月ごろと推測されるが、申立人の母は、「A市役所B支所で申立人の国民年金の加入手続を行った際、大学生は国民年金に加入しなくてもよいと思っていたと、加入手続が遅れた言い訳をした記憶がある。」と述べており、申立人の母の供述に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の母は、「国民年金保険料の未納期間が生じないように納付した。」と述べているところ、申立期間に係る国民年金保険料の現年度納付が可能であった平成4年4月23日に平成4年度分の国民年金

保険料を前納しており、平成4年度分より国民年金保険料が低額な申立期間を未納とするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月5日から23年4月30日まで

私は、社会保険事務所（当時）に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。

A株式会社B工場を昭和23年4月ごろ退職した。脱退手当金を受給した覚えは無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合は、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の昭和20年2月1日から同年6月15日までの間のC株式会社D工場に係る厚生年金保険被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は、転職のため申立期間に勤務していた事業所を退職した後、公共職業安定所で仕事先を探していたと述べているところ、その後、間もなくして共済組合に加入していることを踏まえると、引き続き勤務する意思があったことがうかがえ、申立人が当時、脱退手当金を請求する動機が判然としない。

さらに、申立人のC株式会社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、A株式会社が記載されながら、理由は判然としないものの見え消しが行われ、厚生年金保険被保険者記号番号の重複処理が行われていないなど、申立人に係る年金記録の記録管理が適正に行われていない可能性がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月1日から32年8月1日まで

私は、社会保険事務所（当時）に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。

A株式会社B支店C出張所を昭和32年7月ごろに退職し、同年12月に婚姻によりD県E市に転居した。脱退手当金を受給した覚えは無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年1か月後の昭和33年8月14日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の氏名は変更処理されておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和32年12月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立人の姓は、申立人の旧姓と異なっているなど、申立人に係る年金記録の

記録管理が適切に行われていない可能性がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月

私は、勤務していた会社を平成4年2月末日に退職する時に、会社の担当者から退職後の国民年金への加入手続について説明を受けた。その時、既に同年4月からの再就職先が決まっていたが、同年3月にA市役所で国民年金の加入手続を行った。

その後、国民年金保険料納付書が送付されてきたので、平成4年3月末ごろにB銀行C支店かD銀行E支店又は他の金融機関で保険料約1万円を現金で納付したと記憶している。申立期間に係る国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「A市役所で国民年金の加入手続を行い、その後送付されてきた納付書により、金融機関で当該保険料を納付した。」と主張しているが、申立人に係る戸籍の附票により、申立人は平成4年3月30日にF市からA市に住民票を異動させていることが確認できることから、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したとは考え難い。

また、A市が保管する国民年金の加入及び保険料の収納に関する資料（被保険者基本・口座）に申立人の記録は無く、同市において国民年金の被保険者資格を取得していた事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関して「F市に居住する父が、私に代わって行ったかも知れない。」と変遷しているほか、F市は「申立人の国民年金への加入記録は無い。」と回答している。

加えて、申立人は「これまでに交付された年金手帳は1冊で、当該手帳に昭和60年4月1日、厚生年金保険資格取得との記載はあるが、国民年金に関する記載は無い。」と述べている上、申立期間当時において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情もうかがえない。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から同年 6 月まで

私は、A 市内の学校を卒業後、昭和 39 年 3 月 28 日に B 市の実家に帰り、同年 5 月に C 組合に就職した。見習期間終了後の同年 7 月 21 日に本採用となり、平成 14 年 4 月 11 日に同組合を退職したが、国民年金加入手続のため D 市 E 支所へ行った際、窓口の担当者より「昭和 39 年 3 月 19 日から同年 7 月 21 日までの加入実績がある。親がかけてくれていてよかったですね。」と言われ、親のことを有り難く思ったことを今でも覚えている。

申立期間の私の国民年金保険料を親が納付していたものと信じているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る B 市が管理する国民年金被保険者資格及び保険料収納記録（国民年金過年度一括表示記録等）を見ると、平成 12 年 4 月 19 日に国民年金の加入のための届出が行われ、昭和 39 年 3 月 19 日にさかのぼって資格取得されたことが確認できる上、申立人が所持している年金手帳も平成 12 年 5 月 2 日に交付されたことが確認できることから、届出及び年金手帳の交付が行われた時点において、申立期間の国民年金保険料の納付は時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母は既に他界しており、当時の国民年金保険料の納付状況等について証言を得ることはできない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、別の読

み方による氏名検索を行ったほか、年金事務所において申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月28日から同年9月30日まで

私は、社会保険事務所（当時）に株式会社Aに係る船員保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できないとの回答を受けた。

昭和37年2月28日から株式会社A所有の魚運搬船に操機長として乗り込んでいた。乗船当初から船員保険に加入していたはずであるが、申立期間は未加入となっており、申立期間を船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、所有する船員手帳から株式会社Aに雇用され、同社所有の船舶に乗り込んでいたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録から、株式会社Aが船員保険の適用事業所となったのは昭和37年10月1日からであり、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる上、株式会社Aに係る船員保険被保険者名簿における申立人及び同僚に係る船員保険の資格取得日も37年10月1日となっている。

また、株式会社Aの事業主は既に他界しており、事業主から当時の状況を聴取することができないほか、連絡の取れた複数の同僚からは、申立期間、給与から船員保険料を控除されていたとの供述は得られない。

さらに、申立期間、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月ごろから 40 年 5 月 15 日まで

私は、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できないとの回答を受けた。

前職場を病気で退職後、A株式会社にB職正社員として入社した。当時の社長、上司及びB職正社員等の同僚を記憶しており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同僚として記憶している者の中には、「勤務期間は分からないが、申立人の名前に記憶がある。」と供述している者がいることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が、A株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶している同僚のうち、複数の者がA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に名前が確認できないこと、及び申立期間当時の従業員数について、同僚から「B担当職員がかなりいた。」旨供述を得ているにもかかわらず、当該原票における申立期間当時の厚生年金保険被保険者は、社長、主任等の幹部職員及び経理担当者等を含めて 13 人しか確認できないことから判断すると、当時の事業主は、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いにはしていなかったことがうかがえる。

また、申立人が勤務していたと主張するA株式会社は、閉鎖登記簿謄本によると平成3年9月に清算終了しており、同社から申立人に係る人事記録や給与関係書類を確認することはできない上、当時の社長、幹部職員及び経理担当職員は他界等しており、供述を得られないことから、

当時の正社員への登用及び厚生年金保険の取扱状況等を確認することができない。

さらに、上記の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。